

輸出令別表第1 16の項

16の項	貨物等省令第14条の2
(1) 次に掲げる貨物(1、2及び4から15までの項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの	第14条の2 輸出令別表第1の16の項(1)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
1 <u>ニッケル合金</u> 又は <u>チタン合金</u>	一 <u>ニッケル合金</u> 又は <u>チタン合金</u> であつて、次のイ及びロに該当するもの イ 300度を超える温度で使用するために特に設計したもの ロ <u>塊、棒、型材、線、板又は管のいずれかの形状のもの</u>
2 <u>作動油</u> として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの	二 <u>作動油</u> として使用することができる液体であつて、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリーノルマルブチルを含むもの
3 <u>有機繊維</u> 、 <u>炭素繊維</u> 又は <u>無機繊維</u>	三 繊維であつて、次のいずれかに該当するもの イ <u>有機繊維</u> (天然繊維及びポリエチレン繊維を除く。) ロ 炭素繊維 ハ 無機繊維
4 軸受又はその <u>部分品</u>	四 転がり軸受であつて、300度を超える温度で使用するために特に設計したもの又はその <u>部分品</u>
5 工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの又はその <u>部分品</u>	五 工作機械その他の装置であつて、次のいずれかに該当するもの又はその <u>部分品</u> イ 工作機械(金属、セラミックス又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、電子制